

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県五泉市長

公表日

令和6年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国の法定事務として定められている、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、住所・氏名変更の届出、任意加入の申出、保険料の免除・納付猶予申請、基礎年金給付申請等に関する事務。 特別障害給付金の支給に関する事務。 年金生活者支援給付金の支給に関する事務。
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバ、住登外者宛名番号管理
2. 特定個人情報ファイル名	
年金資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表46、116、128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73、149、150の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規定」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 を徹底する運用としている。 また、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 湯浅 善章	市民課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報照会の根拠) 「番号法別表第2 第107号、主務省令(内閣府・総務省令平成26年7号)第54条	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 「番号法別表第2 第107号、主務省令(内閣府・総務省令平成26年7号)第54条	事後	法令改正に伴う変更
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月20日	表紙	五泉市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	五泉市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	記載修正
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に事務	年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	記載修正
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、中間サーバ、宛名管理システム	国民年金システム、中間サーバ、住登外者宛名番号管理	事前	名称変更
令和6年11月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31、83、95の項	・番号法第9条第1項別表46、116、128の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二第48、50、111、112の項 「番号法別表第2 第107号、主務省令(内閣府・総務省令平成26年7号)第54条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73、149、150の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和6年11月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加